

2021年3月8日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ  
株式会社三菱 UFJ 銀行  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社  
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

## 「予約型代理人」サービスの導入について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 亀澤 宏規<sup>かめざわ ひろのり</sup>、以下 MUFG）の連結子会社である株式会社三菱 UFJ 銀行（取締役頭取執行役員 三毛 兼承<sup>みけ かねつぐ</sup>）、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（取締役社長 長島 巖<sup>ながしま いわお</sup>）および三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（取締役社長 荒木 三郎<sup>あらかき さぶろう</sup>）は、今般、お客さまが認知・判断機能の低下に備えて将来の金融取引における代理人を指定できる「予約型代理人」サービスを導入することを決定いたしました。

MUFG は、「人生 100 年時代」においても、お客さまの大切なご資産をお守りし、安心してご利用いただけるよう、引き続き金融サービスの強化を図ってまいります。

### 1. 背景

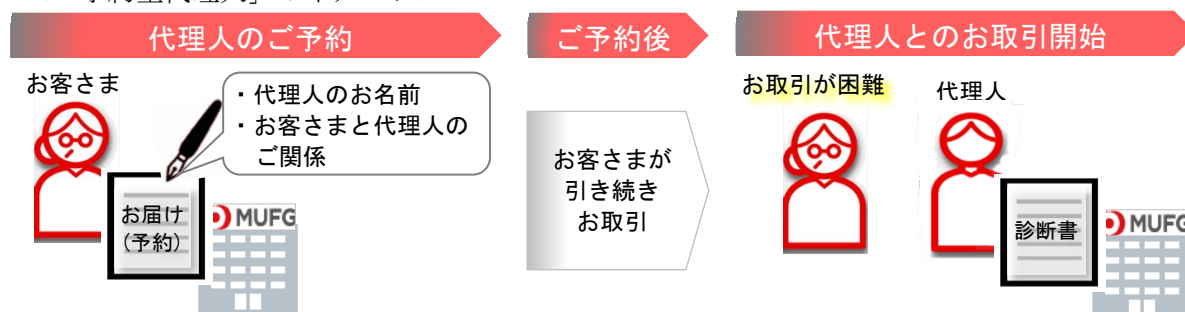
家計金融資産の約 3 分の 2 を 60 歳以上の世帯が保有するという推計もあるように<sup>1)</sup>、日本では急速に高齢化が進んでおり、「人生 100 年時代」の到来を控える中、お客さまの認知・判断機能の低下に伴い金融サービスの享受において制約を受ける可能性があることが想定されています。

特にお客さまの認知・判断機能の低下後は、お客さまご自身による金融取引が困難となり、老後の備えとして投資・資産形成をされた運用資産も含め、必要な時にご資産を引き出すことが難しいケースが多く見られます。こうしたお客さまは、成年後見制度<sup>2)</sup>をご利用いただくことで、成年後見人等を通じて金融取引を行うことが可能ですが、すべての方にご利用いただくには至っていない状況です。

こうした中、関係者のサポートのもと個人が納得感のある人生を送りつつも、認知・判断機能低下後の金融取引を円滑に行えるような環境を整えることが、社会全体として求められています。

MUFG では、これまで三菱 UFJ 信託銀行を中心として、個人のお客さまの資産管理にかかわる商品・金融サービスを提供してまいりましたが、高齢社会・認知症に関する社会的課題の解決を図るべく、グループ一体となって「予約型代理人」サービスの検討を進め、今般導入に至りました。

### <「予約型代理人」のイメージ>



## 2. 「予約型代理人」サービスの概要

| 項目                | 内容  |
|-------------------|---|
| お取引の流れ            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ お客さまご本人の認知・判断機能が低下し、ご本人による金融取引ができなくなる場合に備え、将来、お客さまご本人の代わりにお取引いただく代理人を指定できるサービスです。</li> <li>▶ 代理人をご指定後もそれまでと変わらず、お客さまご本人がお取引可能ですが、お客さまご本人とのお取引が困難になり、代理人から診断書をご提出いただいた場合に、ご指定の代理人とのお取引を開始し、以降、代理人にお客さまのご資産を管理いただきます。</li> </ul> |
| 代理人として指定できる方      | 原則、ご親族（配偶者または二親等以内の血族）とさせていただきますが、その他のご親族やパートナーをご指定いただくことも可能です。   |
| 代理人によるお取引が可能となる時期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所定の診断書等のご提出後よりお取引可能となります<sup>[1]</sup>。</li> <li>▶ 診断書は、ファイナンシャル・ジェロントロジー<sup>[4]</sup>の知見を取り入れた「予約型代理人」専用の診断書となります<sup>[5]</sup>。</li> </ul>  |
| 代理人ができる対象手続き      | 円預金の入出金・解約、運用性商品（外貨預金・投資信託・株式等）の売却・解約、住所・電話番号変更のお届け、残高証明書発行のお手続き等（対象手続きは、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によって異なります）  |
| ご利用手数料            | 無料  |
| 導入時期              | 2021年3月22日（月）より各社で取り扱いを開始します。   |

詳細はお取引店にお問合せ下さい。

[1] 金融審議会市場ワーキング・グループ（第27回）「事務局説明資料」1頁より。

[2] 成年後見制度とは、判断能力が不十分な方を保護・支援する制度です。判断能力があるうちに将来の判断能力の低下に備えてあらかじめ契約する「任意後見制度」、判断能力の低下後、ご親族等によって契約する「法定後見制度」（判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助の3つに分かれます）があります。ご利用にあたっては、家庭裁判所への申立てが必要となります。

[3] 診断書の他、お客さまと代理人の方のご関係が確認できる公的書類のご提示等が必要となります。

[4] 加齢に伴う身体能力や認知能力の変化が経済・金融行動にどのような影響を与えるかを研究する学問領域で、金融老年学とも言われます。

[5] 認知症高齢者の諸課題に対して、医療・法務・社会福祉のアプローチで解決に向けた取組みを行う「一般社団法人日本意思決定支援推進機構（<https://www.dmsoj.com/>）」と共同開発を行いました。

以上